

保全事件・担保取消事件等 添付書類等一覧表

山口地方裁判所

<p>不動産仮差押 不動産仮処分（処分禁止）</p> <p>申立手数料2,000円 （債権者1名、債務者1名の場合）以下、同じ</p>	<p>添付郵券 (決定用) 1,099円×(債権者+債務者数) (登記囑託用) 529円+519円(返送用) ※登記所が1か所の場合</p> <p>各種目録 (決定用) 当事者目録・請求債権目録・物件目録=各(債権者数+債務者数+1)部 (登記囑託用) 登記権利者義務者目録・物件目録=各2部 ※登記所が1か所の場合</p> <p>仮差押の登録免許税額……請求債権額の1000分の4 (100円未満の端数切捨て) 仮処分の登録免許税額……目的不動産の評価額の1000分の4 (100円未満の端数切捨て) ※ 登記権利者が非課税法人(日本政策金融公庫等)の場合は不要</p>
<p>同 取下げ</p>	<p>添付郵券 (取下通知用) 84円×債務者数 (抹消登記囑託用) 529円+519円(返送用) ※登記所が1か所の場合 (滞納処分庁があるときには滞納処分庁への通知(84円切手必要))</p> <p>取下書副本 債務者数</p> <p>各種目録 (抹消登記囑託用) 登記権利者義務者目録・物件目録=各2部 ※登記所が1か所の場合</p> <p>抹消登記の登録免許税額…1,000円×物件の筆数 (ただし、法務局1か所につき20筆以上の場合には定額2万円) (マンションにつき敷地権は1筆と数える) (最新の不動産登記事項証明書(インターネットの分でも可)は必要に応じて提出)</p>
<p>債権仮差押</p> <p>申立手数料2,000円</p>	<p>添付郵券 (決定用) 1,145円×(第三債務者数) 1,099円×(債権者数+債務者数) (陳述催告・第三債務者→裁判所返送用) 519円 (陳述催告・裁判所→債権者へ送付用) 84円</p> <p>各種目録 (決定用) 当事者目録・請求債権目録・仮差押債権目録=各(債権者数+債務者数+第三債務者数+1)部</p>
<p>同 取下げ</p>	<p>添付郵券 (取下通知用) 84円×(債務者数+第三債務者数) (滞納処分庁があるときには滞納処分庁への通知(84円切手必要))</p> <p>取下書副本 債務者数+第三債務者数</p>
<p>動産仮差押</p> <p>申立手数料2,000円</p>	<p>添付郵券 債権者に対しては決定正本を交付送達(交付送達ができない場合は1,099円) 債務者に対しては原則、保全執行後に決定正本を送達 1,099円×債務者数</p> <p>各種目録 当事者目録・請求債権目録=各(債権者数+債務者数+1)部</p>
<p>仮処分(要審尋)</p> <p>申立手数料2,000円</p>	<p>添付郵券 合計 3,590円 (内訳・500円×6枚, 84円×3枚, 20円×10枚, 10円×10枚, 5円×6, 1円×8枚)</p> <p>添付書類 申立書副本 疎明資料写し</p>
<p>担保取消決定申立</p> <p>申立手数料不要</p>	<p>下記の民訴 79I~III 共通書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 担保取消の申立書1通(収入印紙不要) 供託(支払保証委託契約)原因消滅証明の申請書と副本各1通(申請書には、証明事項1件につき収入印紙150円を貼付) (供託書別紙引用の場合は、各証明申請書に供託書の写しを合綴し契印を押す) 同証明書の受書1通(日付空欄のもの) 証明書を郵送する場合、切手(94円)を貼付した返信用封筒 <p>民訴 79I (勝訴型) 添付郵券 1,089円×被申立人数 84円×申立人数</p> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 全部勝訴の判決正本など、担保の事由が消滅したことを証明する文書(上訴審判決がある場合は、一審から上訴審までのすべての判決正本が必要) 同判決確定証明書 <p>民訴 79I (同意型) 添付郵券 84円×(申立人数+被申立人数)</p> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 同意書又は和解調書正本 同意書による同意の場合のその他の添付書類(例:被申立人の印鑑証明書、被申立人の即時抗告権放棄の上申書) <p>民訴 79II (催告型) 添付郵券 1,099円×被申立人数×2(権利行使催告用含む) 84円×申立人数</p> <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 本案提起している場合は、訴訟が終了していることを示す文書(判決正本及び同判決確定証明書、訴状の写しを添付した訴えの取下証明書など) 本案訴訟を提起していない場合は、その旨を申立書に記載する。 <p>※権利行使催告の申立書(立件不要)</p>
<p>債務者からの申立</p>	
<p>起訴命令申立て</p> <p>申立手数料不要</p>	<p>債権者が保全命令を取得したのに本案の訴えを提起しない場合、債務者は発令裁判所に対して、本案の訴えを提起するよう申し立てることができる。→民法37I</p> <p>添付郵券 1,099円×(相手方数), 84円×(申立人数)</p>
<p>保全異議の申立・保全取消申立</p> <p>申立手数料500円 (債権者1名、債務者1名の場合)</p>	<p>添付郵券 3,590円(内訳・仮処分(要審尋と同じ))</p> <p>添付書類 申立書副本, 疎明資料写し</p>